

平成 26 年 1 月 20 日

いばらき自民党  
政調会長 菊池敏行殿

茨城に障害のある人の権利条例をつくる会  
住所 水戸市赤塚 1-1970-5 KTMビル 1B  
電話 029-252-8486 FAX 029-252-8487  
共同代表 稲田康二  
川島映利奈

## 要望書

いばらき自民党におかれましては日頃より障害者福祉にご尽力賜り誠にありがとうございます。また、この度の、当会が制定を願う障害者権利条例につきましても、多大なご支援を頂き、「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例（案）」として3月議会への提案されたことに深く感謝申し上げます。

この条例をつくる目的は、国際的なルールである国連の障害者権利条約に基づいた条例をつくることによって、障害のある人とない人が話し合いを通じて、障害についての理解を深め、障害者差別を解消していくためのルールを決めることにあります。

そのルールは大別すると三つあります。

1. 障害を社会モデルとして定義すること。
2. 差別を<不均等待遇を行うこと>と、<合理的配慮を怠ること>と定義すること。
3. 相談体制、救済体制をつくり、お互いに話し合う場を設けること。

そして、そのルールが役割を果たすためには誰にとってもわかりやすくする必要があります。

貴党案の中にも、忌憚の無いところをいえば、問題となる箇所が、大きくいって三つあります。

### 1. 相談救済の仕組みがとても弱いこと

- 貴党案では、相談救済の仕組みについて、相談窓口が「県」となっています。「県」が何を指すのかはまだわかりませんが、「県庁」を相談窓口にするとなると、県民、特に障害のある人にとって相談窓口がとても遠い存在になってしまいます。差別を感じた人はとても大きな心の負担を感じています。そのような人が時間や交通費などをかけて県庁まで相談に行くことは簡単なことではありません。また身体的な障害のある人たちにはもっと身近に相談するところがないと、差別にあっても相談できないという結果になってしまいます。

### 2. 何が差別にあたるのかわかりにくい

- 貴党案では、不均等待遇を行うこと、合理的配慮を怠ることを差別と定義してあります。しかし、つくる会が提案している、福祉サービスの提供、労働、教育、医療、情報提供、建物交通機関の利用、不動産、意思確認などの主な生活分野での差別を定めた「各則」が抜け落ちています。「各則」がないということは、主な生活分野で何が差別にあたるのか

定まっていないために、障害のある人にとっても障害のない人にとってもルールとしてとても分かりづらいものになっています。

### 3. 見直し規定がないこと

- 貴党案では、上記の「1」「2」のような課題があります。このような課題を定期的に見直し、条例が障害のある人やその家族、関係者の実情に対応していくものする必要があります。

以上のことから次の三点要望いたします。

#### 1・相談救済の仕組みを身近なものとして下さい。

- 今、日本にある障害者権利条例の多くに、自分の住む市町村に地域相談員が数名、県を数カ所に区分された福祉圏域に広域専門相談員がそれぞれ1名おり、差別を受けた人はそれぞれの相談員に相談することが出来ます。また、相談員で差別事案が解決出来ない場合は、調整委員会でその事案の解決が図られます。このように身近なところに相談するところがあることと、難しい差別事案にも対応できる仕組みがあることがとても重要です。

#### 2・主な生活分野の差別規定となる「各則」を別紙のように盛り込んで下さい。

- 今、日本にある障害者権利条例の多くに、主な生活分野における差別規定が盛り込まれています。これによって障害のある人もない人もその分野において何を守り、何が守られるのかわかります。その結果、お互いが障害について理解し、差別を是正することにつながります。そのために、主な生活分野の差別規定となる「各則」を入れることがとても重要になります。

#### 3・3年ごとに条例を見直す機会を設けて下さい。

- 国連の障害者権利条約批准や差別解消法の施行など、障害がある人の状況はこれから大きく変化いくことが予想されます。また、この条例も完全なものであるとはいえないことを考えると、その時々の実情に合わせて、見直し、そのときの実情に役立つ条例にするためにも、見直し規定があることはとても重要であると考えます。

## (別紙)要望書 各則

### (福祉サービスの提供)

第 10 条 福祉サービスを提供する場合において、障害のある人に対して、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行い、障害のある人又はその家族の意思の尊重に努めるものとする。

2 福祉サービスの提供を行う者は、障害のある人に対して、福祉サービスの提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、また合理的配慮に努めるものとする。

### (教育)

第 11 条 教育を行う場合において、障害のある者又はその保護者に対して必要な情報提供を行い、本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会の提供に努めるものとする。

2 教育を行う者は、障害のある者に対して、その特性を踏まえた教育が受けられるよう、不均等待遇を行ってはならず、また合理的配慮に努めるものとする。

### (労働及び雇用)

第 12 条 労働者を雇用する場合において、障害のある人に対して、当該障害のある人が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合等、正当かつやむを得ないと認められる場合を除き、募集、採用、労働条件、解雇について、不均等待遇を行ってはならず、また合理的配慮に努めるものとする。

### (医療の提供)

第 13 条 医療を提供する場合において、障害がある人に対して、必要な情報提供を行い、本人に必要と認められる適切な医療の提供に努めるものとする。

2 医療を提供する者は、障害のある者に対して、本人の生命または身体の保護のためにやむを得ない場合等、正当かつやむを得ないと認められる場合を除き、不均等待遇を行ってはならず、また合理的配慮に努めるものとする。

### (商品及びサービスの提供)

第 14 条 商品またはサービスを提供する場合において、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合等、正当かつやむを得ないと認められる場合を除き、商品及びサービスの提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、また合理的配慮に努めるものとする。

(建物および公共交通機関の利用)

第 15 条 障害のある人が建物その他の施設または公共交通機関を利用する場合において、障害のある人に対して、建物又は車両等の本質的な構造上やむを得ないと認められる場合等、正当かつやむを得ないと認められる場合を除き、不均等待遇を行ってはならず、また合理的配慮に努めるものとする。

(意思の確認)

第 17 条 障害のある人が日常生活等を営む上で必要な意思表示を行う場合において、正当な理由なく、不均等待遇を行ってはならず、また合理的配慮に努めるものとする。

(情報提供)

第 18 条 障害のある人が日常生活等を営む上で必要な情報提供を受ける場合において、正当な理由なく、不均等待遇を行ってはならず、また合理的配慮に努めるものとする。

(不動産)

第 19 条 不動産の取引を行う場合において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、不均等待遇を行ってはならず、また合理的配慮に努めるものとする。